

健康保険任意継続被保険者の保険料納付書の変更について（お知らせ）

任意継続被保険者の保険料納付につきましては、現行、各銀行等及び当組合事務所を納付場所として取り扱っておりましたが、各金融機関の諸事情から窓口納付の取扱手数料が大幅に引き上げられるなど組合財政に及ぼす影響が懸念される状況となったことにより、令和3年度からは、「各ゆうちょ銀行、郵便局及び当組合事務所」を納付場所とするお取り扱いに変更となりますのでお知らせいたします。

ただし、システムの都合上、5月1日以降に作成する納付書から、郵便局扱いのものとなりますのでご了承ください。

なお、事業所がお納めいただく保険料の納付方法については、現行どおり変更はございません。

【任意継続健康保険の保険料納付場所について】

《令和3年度（5月）以降》

- 保険料納付場所：全国各ゆうちょ銀行、各郵便局 及び 当組合事務所
- ◎納付手数料：当健保組合が負担します